

# 令和4年度 事業計画

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

社会福祉法人明和町社会福祉協議会

# 目 次

## I. 基本理念

## II. 基本方針

## III. 令和4年度事業の基本的考え方

## IV. 令和4年度社会福祉法人明和町社会福祉協議会組織図

## V. 令和4年度事業実施計画

### 1. 社会福祉事業の普及啓発

- 1-①. 地域福祉（活動）計画の推進
- 1-②. 地区福祉委員会の活動助成（自治会長・民生委員）
- 1-③. ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の交流（おでかけ交流会）
- 1-④. ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等への歳末見舞い
- 1-⑤. 広報誌の発行
- 1-⑥. 社協ふれあい祭りの実施
- 1-⑦. 明和町社会福祉協議会会長表彰

### 2. 各種運動の推進・寄附金

- 2-①. 日本赤十字社募金運動
- 2-②. 社協会員増強月間
- 2-③. 赤い羽根共同募金運動
- 2-④. 歳末たすけあい運動
- 2-⑤. 寄附金（社協・ありんこ）

### 3. 福祉用具等の貸出に関する事業

- 3-①. 福祉機器等の貸出（ベッド・車いす）
- 3-②. バザー用品等の貸出
- 3-③. 祭壇の貸出事業（祭壇・天幕・鯨幕）
- 3-④. 地域コミュニティー備品貸出事業

### 4. 地域支え合い体制づくり事業

- 4-①. ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等の実態調査事業
- 4-②. いきいきサロン支援事業
- 4-③. 介護支援ボランティア活動推進事業（高齢者有償ボランティア活動ポイント支援事業）
- 4-④. めいわさポーター【めいサポ】活動推進事業
- 4-⑤. 配食サービス事業
- 4-⑥. 生活支援サポーター養成事業

(高齢者有償ボランティア活動者・めいわサポーター【めいサポ】担い手養成事業)

- 4-⑦. 福祉避難所の設置及び推進
  - 4-⑧. 災害ボランティアの育成
  - 4-⑨. 明和学びの里運営事業
  - 4-⑩. 子ども見守り支援事業
  - 4-⑪. OBENTO PROJECT 事業
5. 介護者支援に関する事業
- 5-①. 家族介護者支援対策事業（低所得者紙おむつ券給付事業）
  - 5-②. 寝たきり高齢者等紙おむつ券給付
  - 5-③. 重度障がい者日常生活用品（紙おむつ券）給付
  - 5-④. 家族介護教室
6. 暮らしの相談・支援事業
- 6-①. 福祉なんでも相談（社協の総合相談）
  - 6-②. コミュニティソーシャルワーカー（生活支援コーディネーター）の配置
  - 6-③. 成年後見制度に関する事業
  - 6-④. 日常生活自立支援事業（権利擁護）
  - 6-⑤. 生活困窮者自立支援事業
  - 6-⑥. みえ福祉の「わ」創造事業
  - 6-⑦. 生活福祉資金の貸付
  - 6-⑧. 地域福祉金庫の貸付
7. 福祉団体の育成強化に関する事業
- 7-①. 「民生児童委員協議会」に対する活動援助
  - 7-②. 「老人クラブ」に対する活動援助
  - 7-③. 「障がい者の会」に対する活動援助
  - 7-④. 「わだち」に対する活動援助
  - 7-⑤. 「戦没者遺族会」に対する活動援助
  - 7-⑥. 「多気郡保護司会」に対する活動援助
8. 福祉教育に関する事業
- 8-①. u m o u プロジェクト
  - 8-②. 福祉協力校
  - 8-③. 福祉体験教室
  - 8-④. ボランティア・サマースクール
9. ボランティアセンター運営事業
- 9-①. ボランティアコーディネーターの配置
  - 9-②. ボランティアグループへの活動助成
  - 9-③. ボランティアスクールの開催

9-④. ボランティア講座の開催

10. 一般介護予防事業

10-①. えんがわ教室

10-②. 筋力脳力あっぷ教室

11. 介護サービスに関する事業

11-①. 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）

11-②. 高齢者通所介護事業所

12. 障がい福祉サービスに関する事業

12-①. ありんこ（生活介護・就労継続支援B型）

12-②. 特定相談支援事業所

12-③. やわらぎ（共同生活援助）

13. 地域生活支援事業（障害者総合支援法）

13-①. 手話奉仕員養成研修事業

13-②. 日中一時支援

VI. 令和4年度各事業利用計画

1. 居宅介護支援事業プラン作成計画

2. 高齢者通所介護事業利用計画

3. ありんこ（生活介護・就労継続支援B型）事業利用計画

4. 指定特定相談支援事業所サービス等利用計画

5. やわらぎ（共同生活援助）事業利用計画

## I. 基本理念

### みんなの地域をみんなでつくる

#### ～ 一人ひとりそれぞれに役割があり生きがいがある地域社会の実現 ～

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる地域社会づくりを推進するために、以下の理念に基づき事業を展開します。

- ① 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自律した組織経営

## II. 基本方針

社会福祉協議会は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、以下の基本方針により経営を行います。

- ① 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図ります。
- ② 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」プラットフォームとしての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底します。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

## III. 令和4年度事業の基本的な考え方

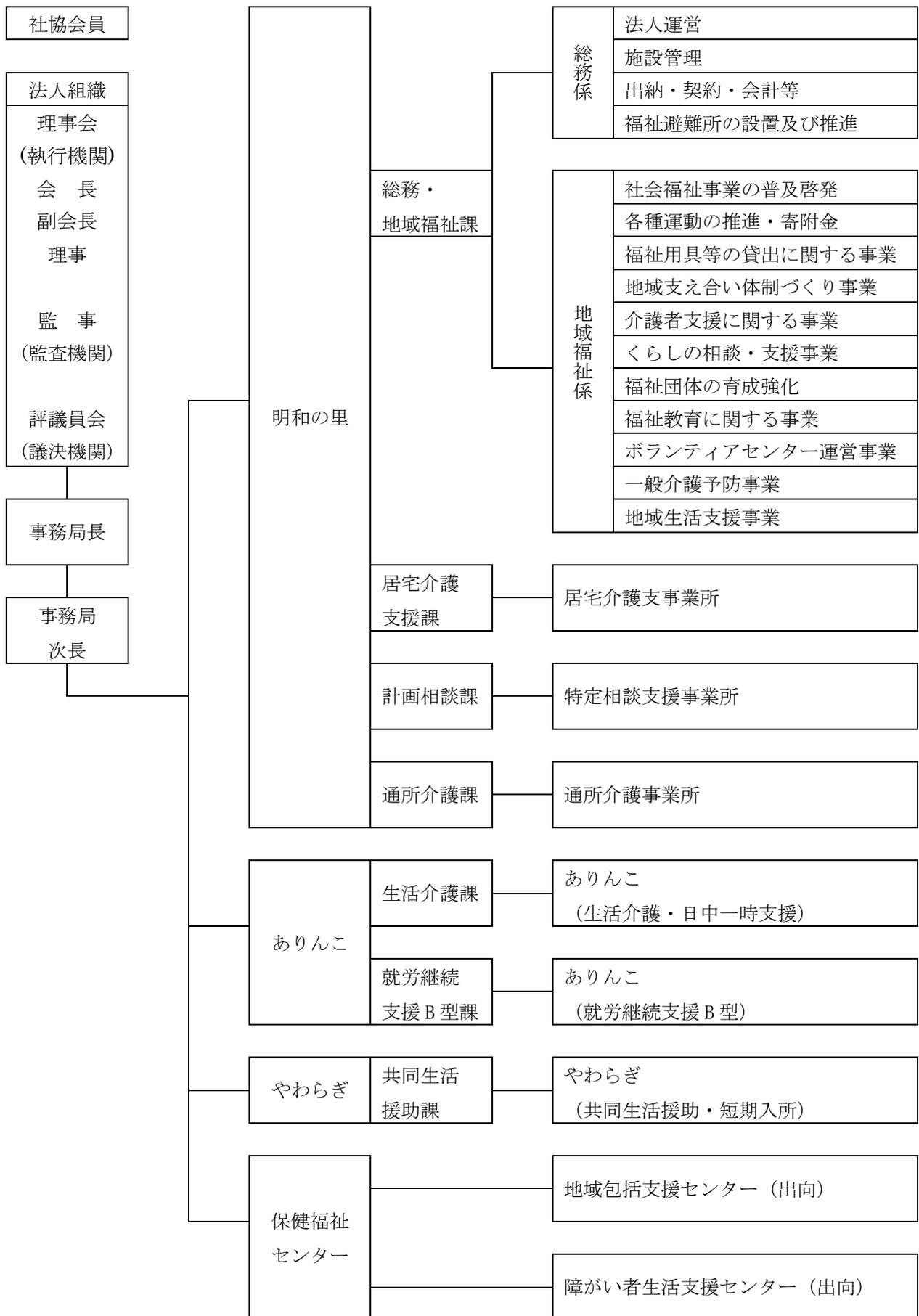
新型コロナウイルス感染症の発生から2年が経過しましたが、未だ新型感染症の収束については不透明であり、社会福祉協議会事業においても日々の感染予防対策や、利用者・職員に陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対策など、依然として日常を取り戻すまでには至らない状況が続いています。

また、地域における権利擁護支援体制の構築に向けて、成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークの構築、中核機関の運営等を総合的に推進することが求められています。

他方で、地域共生社会の実現を図るため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、包括的支援体制の構築に向けた動きが進められています。

本会では、社会福祉協議会が果たす役割・使命を改めて認識し、より経営基盤の強化を図るとともに、本年度より開始する事業を安定させることに力をいれつつ、関係機関・団体と連携・協働しながら、更なる地域福祉の推進をはかり、本年度事業に積極的に取り組みます。

#### IV. 令和4年度社会福祉法人明和町社会福祉協議会組織図



## V. 令和4年度事業実施計画

### 1. 社会福祉事業の普及啓発

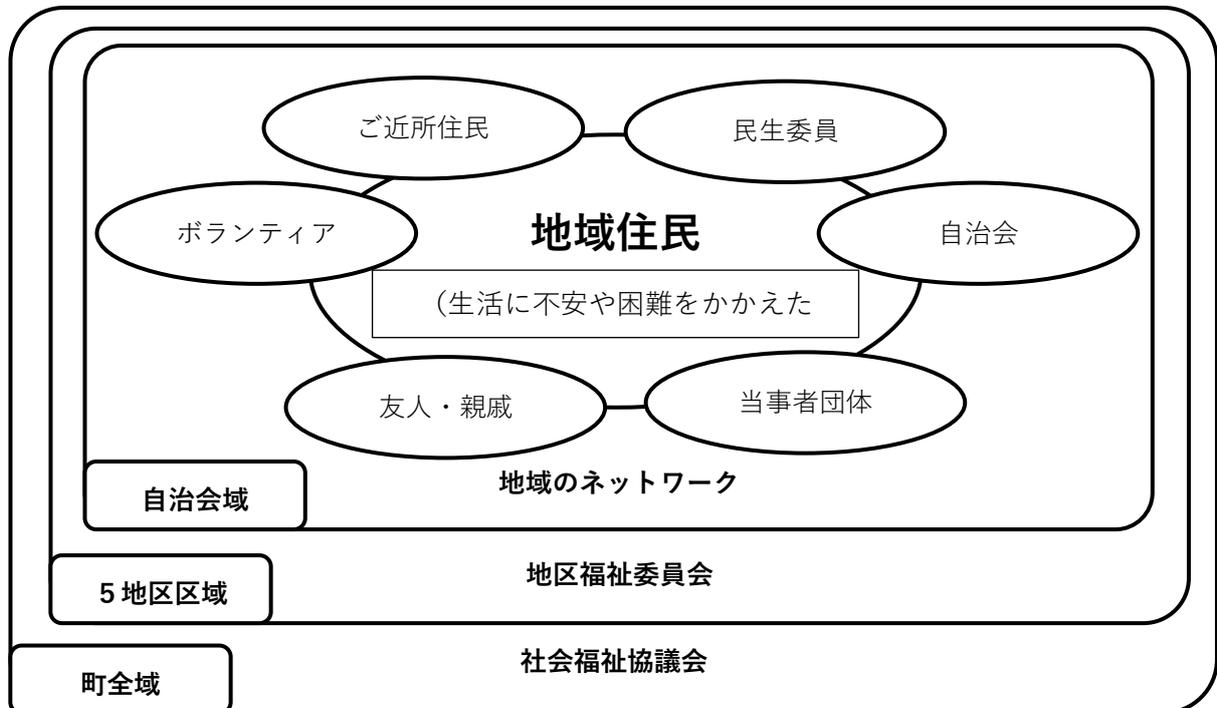
#### 1-①. 地域福祉（活動）計画の推進

推進体制	<p>本計画を効果的に推進するため「明和町地域福祉（活動）計画推進委員会」開催し、計画の進捗状況の把握・検証、取り組みの評価を実施します。</p> <p>町の福祉、保健、医療、教育、人権問題、まちづくり、防災、生活環境など様々な分野の担当課と本会による連携の場をもち、情報共有、共同での課題解決、新たな取り組みへの研究・検討などに連携につとめます。</p>
社協の役割	<p>○基本目標1-1 <u>みんなが共に支え合う気持ちを高めましょう</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・様々な世代が参加でき、みんなが福祉を身近に感じられる体験・機会をつくれます</li></ul> <p>○基本目標1-2 <u>いつまでもいきいき暮らせるよう心身の健康づくりをしましょう</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・介護予防事業を再検討し、共に支え合う意識が育まれ健康づくりにつながるよう支援します</li><li>・誰もが参加しやすいボランティア活動の育成支援をおこないます</li></ul> <p>○基本目標2-1 <u>みんなで声をかけ合えるまちをつくりましょう</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・誰にとっても集えるサロン活動が広がるような取り組みを支援します</li><li>・住民座談会の継続実施を通じたつながりづくりを支援します</li><li>・見守り・顔みしり運動を推進し、見守り隊と子ども等、世代をこえてつながる機会をつくれます</li><li>・地域の公民館や空き公共施設の活用を促進し、子どもも含めた地域住民の居場所づくりを促進します</li></ul> <p>○基本目標2-2 <u>支え合う関係づくりをすすめ、地域の力を高めましょう</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・福祉団体の直接の声をもとに、住民と顔の見える関係づくりを推進します</li><li>・福祉サービス事業所や地元企業のイベントが地域住民との交流の場として広がるように支援します</li><li>・住民や地元企業に赤い羽根共同募金を周知し、協力の輪を広げます</li></ul> <p>○基本目標3-1 <u>安心・安全に暮らせるやさしいまちづくりをすすめます</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・みんなで声をかけあい、足りないところを補いあう活動を通じて、支援が必要な人々も含めたみんなが不安感を軽減できる関係づくりをすすめます</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者が地域の避難訓練に参加しやすい取り組みをおこないます</li> <li>○基本目標 3-2 <u>相談しやすい環境づくりをすすめます</u></li> <li>・地域に出向くことにより、住民や自治会、民生委員からの相談をキャッチできる体制をつくります</li> <li>・生活支援コーディネーターをはじめとした職員全員が相談担当となって、部署間連携を密にして解決にあたります</li> <li>○基本目標 3-3 <u>いつまでも自分らしく暮らせるまちづくりをすすめます</u></li> <li>・ニーズに対応する生活支援サービスの開発をすすめます</li> <li>・日常生活自立支援事業や成年後見制度（法人後見等）の活用により、権利擁護体制の推進に取り組みます</li> </ul>
--	--

1-②. 地区福祉委員会の活動助成（自治会長・民生委員）

目的	地域の生活環境のなかで、個人の力ではどうにも解決できない問題を、住民一人一人が地域ぐるみで実践するための組織づくりを行います。
福祉委員	自治会長 民生委員・児童委員
活動内容	各小学校・幼稚園への助成（運動会・環境整備品・入学、卒業祝い・図書・子ども会）・地域の福祉施設への助成



### 1-③. ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の交流（おでかけ交流会）

目的	明和町在住のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯を対象に日帰り旅行を行うことにより、日々の暮らしの様子や生活問題はないかなどの確認や旅行を楽しみにし、生きがいを持って生活していただくことを目的としています。
対象者	70歳以上のひとり暮らし高齢者
	70歳以上の高齢者世帯

### 1-④. ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等への歳末見舞い

目的	歳末の時期にあたり、多くのひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などの方々に個別訪問を行うことにより、安否確認・不安なく健康で新しい年を迎えられることを目的としています。
対象者	ひとり暮らし高齢者
	高齢者世帯
	<p>その他特に援助が必要と思われる世帯（要援助世帯）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎70歳以上のひとり暮らし高齢者又は70歳以上の高齢者世帯の方の他に、重度の障がいを持った子や孫のみと同居されており、援助が必要と思われる場合。</li> <li>◎70歳以上のひとり暮らし高齢者又は70歳以上の高齢者世帯の方の他に、引きこもりの子や孫のみと同居されており、援助が必要と思われる場合。</li> <li>◎上記の状態が複合した世帯。</li> <li>◎重度の障がいを持った方や、引きこもりの方等のみの世帯 など。</li> </ul>

### 1-⑤. 広報誌の発行

目的	住民の皆さんに、社協の様々な活動内容をご理解いただくとともに、地域福祉活動に積極的に参加するための情報を提供することを目的としています。
広報誌名	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎「社協だより」 年4回発行・社協の活動紹介</li> <li>◎「広報めいわ」に「社協だより」コーナーを掲載</li> </ul>

### 1-⑥. 社協ふれあい祭りの実施

目的	日頃「明和の里」「ありんこ」へ来る機会のない地域の皆さんに、施設のPRを行うとともに、社協が実施している事業の紹介を行い、町内の福祉に興味を持ち、ボランティアや募金運動に参加していただくことを目的としています。
----	---

過去の 実施内容	非常袋・非常食の準備についての談話、炊き出し実演
	地域の子どもたちとの交流
	高齢者疑似体験
	社協事業の紹介
	障がい者スポーツ体験

## 1-⑦. 明和町社会福祉協議会会長表彰

目的	地域福祉の推進に多年活動を続け、その功績があった方、その他広く福祉の増進に功労のあった方に対し、本会会長がこれを表彰し、また感謝の意を表し、その功績を讃えるとともにあわせて地域福祉活動の発展に寄与することを目的としています。
対象者	<p>表彰の対象</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>民生児童委員、主任児童委員、自治会長（自治会内の役職を含む）でその功績が顕著な方</li> <li>社会福祉施設、地域福祉に関する団体等の役職員でその功績が顕著な方</li> <li>地域福祉活動に関するボランティア活動の功績が顕著な方</li> </ol> <p>表彰該当の資格</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>民生児童委員、主任児童委員、自治会長（自治会の役職を含む）の現職にあつて、その在任期間が10年以上であり、功績が顕著な方</li> <li>公私の社会福祉施設、地域福祉に関する団体等の役職員の現職にあつて、その在職期間が10年以上であり、功績が顕著な方</li> <li>地域福祉活動に関するボランティア活動期間が5年以上であり、功績が顕著な方</li> </ol>
	<p>感謝の対象</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本会が実施する地域福祉活動に積極的に協力し、その功績が顕著な方</li> <li>明和町内で行われる地域福祉活動に協力し、その功績が顕著な方</li> <li>本会が実施する地域福祉活動のために、寄附を行った方</li> </ol> <p>感謝該当の資格</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>表彰該当の資格には該当しないが、活動期間が5年以上あり、特に顕著な功績があった方</li> <li>本会に1年間を通じて10万円以上の金品の寄附を行った方</li> <li>本会に多年（5年以上）にわたり金品等の寄附を行った方</li> </ol>

## 2. 各種運動の推進・寄附金

### 2-①. 日本赤十字社募金運動（1世帯 500円程度）

実施主体	日本赤十字社
活動期間	5月1日～5月31日
配分内容	◎防災（地域防災）ボランティアの育成講座 ◎災害・防災・減災についての研修会 ◎防災対策備蓄品 ◎日赤車の配備（災害救助） ◎罹災者救援物資（毛布・災害セット・発電機）の配備

### 2-②. 社協会員増強月間「福祉のまちづくり資金」（1世帯 300円程度）

実施主体	明和町社会福祉協議会
活動期間	7月1日～7月31日
配分内容	◎地区福祉委員会へ配分 ◎広報誌（社協だより）発行 ◎福祉活動紹介や啓発活動（社協ふれあい祭り開催） ◎日常生活自立支援事業（権利擁護）助成金

### 2-③. 赤い羽根共同募金運動（1世帯 500円 法人 3,000円程度）

実施主体	共同募金会
活動期間	10月1日～12月31日
配分内容	◎福祉協力校への活動助成 ◎紙おむつ券の配布 ◎地域コミュニティー備品貸出事業 ◎福祉体験教室 ◎ボランティア・サマースクール ◎生活保護受給者食事料金助成金 ◎バリアフリーコンサート ◎ふれあいレクリエーション

### 2-④. 歳末たすけあい運動（1世帯 200円 法人 1,000円程度）

実施主体	共同募金会
活動期間	11月25日～12月10日
配分内容	◎歳末見舞品配布 ◎おでかけ交流会

## 2-⑤. 寄附金（社協・ありんこ）

実施主体	明和町社会福祉協議会
活動期間	通年
寄附金箱 設置場所	◎明和の里・ありんこ 玄関ロビー ◎カインズホーム明和店サービスカウンター ◎明和町役場保健福祉センター

## 3. 福祉用具等の貸出に関する事業

### 3-①. 福祉機器等の貸出（ベッド・車いす）

目的	日常生活に支障をきたしている方に対して、福祉用具を貸出することにより、在宅介護の支援を行います。
貸出対象	◎要介護3～5で概ね寝たきり状態または歩行困難な方で介護保険サービスの限度額を超える方 ◎病院等に入院または施設入所中で、帰宅のため一時的に福祉用具を必要とされる方 ◎治療及びリハビリ中で福祉用具が一時的に必要な方 ◎生活保護世帯等の生活困窮者で福祉用具が必要な方
貸出用具	◎車イス ◎介護用ベッド
料金	無料
貸出期間	1日～6ヶ月（最長）

### 3-②. バザー用品等の貸出

目的	野外活動や町内各種イベント及び祭りを開催する団体・グループ・自治会などに貸出をし、その収益を福祉のまちづくり資金や各種募金活動の資金にすることを目的としています。
貸出対象	町内の団体・グループ・自治会など (個人的収益を目的とした使用者は対象外となります)
料金	各1台につき1,000円(1日あたり)
貸出用具	・たこ焼き器、たこ焼き用台      ・わたがし器 ・お好み焼き・焼きそば焼き器      ・焼き鳥器×2 ・ポップコーン器×2      ・かき氷器×2      ・テント×4

### 3-③. 祭壇の貸出事業（祭壇・天幕・鯨幕）

目的	町民への便宜を図り、併せて生活改善の啓発に役立てることを目的としています。	
貸出用具 と料金	◎祭壇	1回 5,000円（一式）
	◎鯨幕	1回 1,000円
	◎焼香台・花台など	1回 各1,000円

### 3-④. 地域コミュニティー備品貸出事業

目的	住民で組織する団体等が行う地域社会活動を支援し、地域コミュニティーの活性化と自主的な社会貢献活動を促進するため、地域コミュニティー備品を貸出します。	
貸出対象	町内のボランティアグループ、サロン活動、学校等の教育関係団体、自治会、行政機関、福祉関係団体など	
料金	無料 (ただし、共同募金配分金を財源としているため、1台200円程度の募金の協力をお願いしています。)	
貸出用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輪投げセット（公式）×2</li> <li>・ドッジビー（235mm）×4</li> <li>・ポッチャセット</li> <li>・ソフトバレーボール（公式球）×3</li> <li>・安全ソフトダーツ</li> <li>・ディスクッターナイン（9枠）</li> <li>・ピロポロ競技セット</li> </ul>	

#### 4. 地域支え合い体制づくり事業

##### 4-①. ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等の実態調査事業

目的	民生委員・児童委員と協働し、訪問、声かけ、安否確認などの活動を通じて、担当区域内の住民の実態やあらゆる福祉ニーズを日常的に把握します。また地域の行事や会合などにも参加し、情報収集に努めます。
対象者	①ひとり暮らし高齢者
	②高齢者世帯
	③その他特に援助が必要と思われる世帯（要援助世帯） ◎70歳以上のひとり暮らし高齢者又は70歳以上の高齢者世帯の方の他に、重度の障がいを持った子や孫のみと同居されており、援助が必要と思われる場合。 ◎70歳以上のひとり暮らし高齢者又は70歳以上の高齢者世帯の方の他に、引きこもりの子や孫のみと同居されており、援助が必要と思われる場合。 ◎上記の状態が複合した世帯。 ◎重度の障がいを持った方や、引きこもりの方等のみの世帯 など。

##### 4-②. いきいきサロン支援事業

目的	高齢者の外出を促し、集える拠点として公民館を整備し、ボランティアを中心としたサロン活動を行うことで介護予防につなげるとともに、世代を超えた地域住民同士の支え合いの体制を構築することを目的とし、活動の継続的な支援を行います。
対象者	明和町在住の方
内容	サロンの立ち上げや、運営に関する相談、研修会の開催など、サロン活動の運営支援を行います。

4-③. 介護支援ボランティア活動推進事業  
 (高齢者有償ボランティア活動ポイント支援事業)

目的	<p>元気な高齢者が特別養護老人ホーム等でボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防につなげること、社会参加、地域貢献を通じた生きがいを促進することを目的としています。</p> <p>受入施設にとっては、ボランティアが訪れることで地域とのつながりが深まるとともに、入所者を心豊かにするという目的があります。</p>
対象者	<p>明和町内に住所を有する65歳以上の高齢者</p>
活動内容	<p>◎明和町内における介護保険関連事業所、一般介護予防事業での次の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レクリエーション等の指導、参加支援</li> <li>・お茶だしや食堂内での配膳・片づけなどの補助</li> <li>・散歩、外出、屋内移動の補助</li> <li>・施設内の行事の会場設営などの補助</li> <li>・話し相手</li> <li>・施設の職員と一緒にを行う軽微で補助的な作業(清掃、洗濯物の整理等)など</li> </ul> <p>◎ポイントについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間1スタンプ(100円相当)で、1日に取得できるスタンプは2つまでです。</li> <li>・10スタンプ(ポイント)以上でポイントを交換できます。</li> <li>・年間で交換できるポイントは50ポイント(5,000円)までです。</li> </ul>

4-④. めいわサポーター【めいサポ】活動推進事業

目的	<p>年齢などに関係なく、地域に住んでいるみなさんがお互いに支え合いながら自分らしく活躍できるように、地域の人々との交流・関係づくりをすすめる、福祉事業など公的サービスと助け合いながら暮らすことのできる仕組みをつくることを目的としています。</p>
対象者	<p>明和町に住所を有する方</p>
活動内容	<p>◎活動の場(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配食サービス(お弁当)の配達</li> <li>・ゴミ出し(自治会内のゴミ集積所までの運搬)</li> <li>・庭の手入れ(草刈りなど)</li> <li>・電球の交換</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

#### 4-⑤. 配食サービス事業

目的	高齢者の居宅に配食を行うことにより、食生活の改善、健康維持及び配達時の見守りにより孤独感の解消を図るとともに、自立した在宅生活を支援することを目的としています。
対象者	明和町在住の方で、心身の状態などの理由により自身で調理することが困難で次のいずれかに該当している方 ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者の方 ② 65歳以上の高齢者世帯の方 ③ 介護保険法に規定する要介護または要支援に該当するひとり暮らし高齢者の方 ④ ③に規定された方と65歳以上の高齢者のみの世帯の方
内容	1人当たり 1日1食（月～金）の昼食のみ提供します
料金	1食 450円（生活保護世帯 350円）

#### 4-⑥. 生活支援サポーター養成事業

（高齢者有償ボランティア活動者・めいわサポーター【めいサポ】担い手養成事業）

目的	地域住民の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、住民の主体性に基づき運営される新たな住民参加サービス等の担い手として生活支援サポーターを養成し、活躍される方を支援します。
----	--

#### 4-⑦. 福祉避難所の設置及び推進

目的	風水害や等大規模地震等の災害が発生した時、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の災害弱者にとって、一般の避難所では生活に支障をきたすことがあります。これらの方々に特別に配慮した避難所として、福祉避難所の設置及びその推進に取り組みます。
内容	◎災害時、特に配慮を要する者のうち、災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿（避難行動要支援者名簿）の登録者や災害弱者に対し、事前準備期と災害発生時のそれぞれにおいて平時からの情報提供を行います。 ◎福祉避難所及び在宅避難者における食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供、その他被災者の生活環境の整備するための準備を行います。 ◎明和町福祉避難所設置・運営マニュアル等の整備を行います。

#### 4-⑧. 災害ボランティアの育成

目的	災害時、まず自分の周りの方を助けたり、避難所で活躍したりしていただけるボランティアを養成します。普段から防災・災害に対する意識を住民の皆様にも持っていただけることを目的としています。
対象者	明和町在住又は在勤の方
内容	日本赤十字社による緊急時の対応講習 災害時要援護者支援に関する講習 福祉避難所及び在宅避難者支援に関する講習 避難所運営講習 傾聴技術スキルアップ講習 など

#### 4-⑨. 明和学びの里運営事業

目的	中学生に学習の場を提供するための夜間の自習塾として「明和学びの里」を開設し、地域の方々や大学生等の協力による自習補助を行なうこと、生徒と地域の方々のつながりの場を設けること、地域の方々に生徒及び中学校の応援団として関わっていただき、成長を見守っていただくことを目的とします。
内容	◎開設日時：毎週月曜日（週1回） 午後7時～午後9時 ◎開設場所：中央公民館（明和の里） ◎自己負担：3,000円（半期） ◎学習内容：好きな教科の自習サポート

#### 4-⑩. 子ども見守り支援事業

目的	要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子どもの居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供等を通じた子どもの見守り体制を強化することを目的とします。
内容	◎実施日時：毎週火曜日・木曜日（祝日・年末年始は休み） ◎実施内容：「つどい子ども食堂」と障がい者福祉サービス事業所「ありんこ」（就労継続支援B型）が協力しお弁当を作り、支援員によるお弁当の配達及び生活指導等を行います。 ◎自己負担：無料

#### 4—⑪. OBENTO PROJECT 事業

<p>目的</p>	<p>子ども見守り支援事業に登録されている子ども以外の家族等や、その他経済的に困窮または、苦しい家計状況である家庭を支援するため、地元企業や地域住民の皆様が、子どもたちを寄付金や寄付食材などで支えたいという気持ちと、地元企業や地域住民の皆様が「仕事」の提供を通じて支えられた「ありんこ」が、今度は自分たちが「仕事」で地域貢献したいという気持ち、「地域交流の拠点」として地元で頑張っている「つどい子ども食堂」の皆様が、困っている子ども家庭に手作りのお弁当を届ける活動で支えたいという気持ちが新たな出会い、この活動が生まれました。</p>
<p>内容</p>	<p>◎事業内容 生活にお困りの18歳未満のお子さまがいる世帯に、毎週火曜日・木曜日（祝日・年末年始は休み）、手作り弁当を提供します。</p> <p>◎資金調達 寄付金、寄付食材</p> <p>◎自己負担：無料</p>

#### 5. 介護者支援に関する事業

##### 5—①. 家族介護者支援対策事業（低所得者紙おむつ券給付事業）

##### 5—②. 寝たきり高齢者等紙おむつ券給付

##### 5—③. 重度障がい者日常生活用品（紙おむつ券）給付

<p>目的</p>	<p>在宅で生活している高齢者や障がい者で、常時紙おむつを必要とされている方の経済負担を軽減することを目的としています。</p>
<p>対象者</p>	<p>①要介護4・5の高齢者もしくは要介護2～5の認知症高齢者で町民税非課税世帯の方</p> <p>②要介護5の高齢者で①の給付を受けていない方</p> <p>③65歳までの障がい者で、障がい者手帳1,2級または、療育手帳所持されている方</p>
<p>給付額</p>	<p>①1ヶ月 5,000円</p> <p>②1ヶ月 3,000円</p> <p>③1ヶ月 3,000円</p>

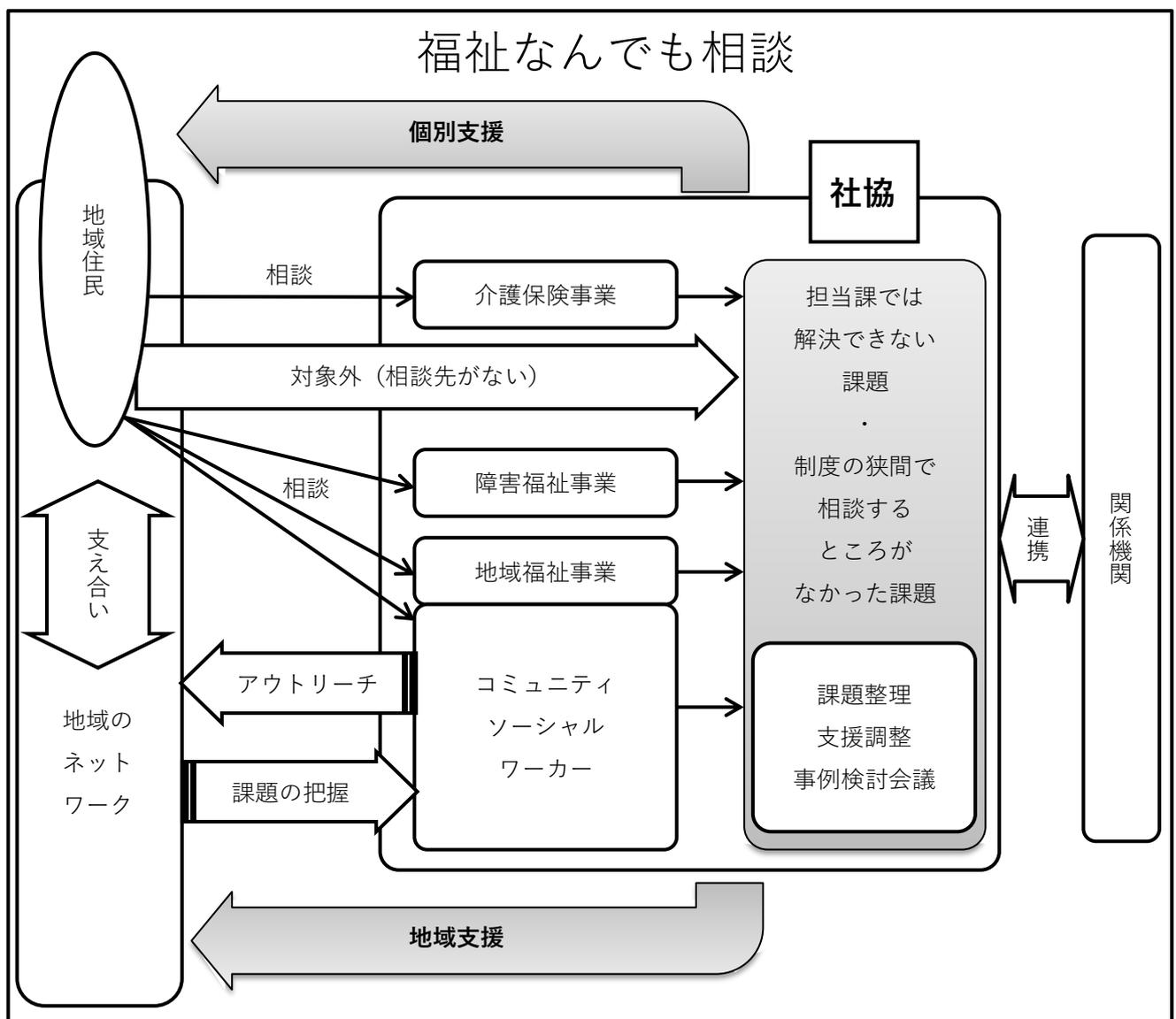
#### 5-④. 家族介護教室

目的	要介護被保険者を介護するものに対し、介護及び介護予防に関する知識及び技術の習得等を行うことで、要介護被保険者の能力の維持向上を図ることを目的としています。
対象者	◎明和町在住の方で、要介護被保険者を介護している家族 ◎介護に関心があり、知識を深めたい方
内容	介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得していただきます。 ※これまでの実施内容 ・自宅でできるリハビリテーション ・これで安心！在宅介護を乗り切るコツ ・町内介護サービス事業所見学ツアー

## 6. 暮らしの相談・支援事業

### 6-①. 福祉なんでも相談（社協の総合相談）

<p>目的</p>	<p>地域住民が、社会とのつながりを持ちながら、「住みなれた地域で楽しくおだやかに暮らしたい」という気持ちを大切に地域での自立した生活を支援します。</p>
<p>内容</p>	<p>①相談窓口の統合化と職員のチーム対応力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎地域住民や、地域のネットワーク（民生委員・自治会など）に利用しやすい相談窓口をつくれます。</li> <li>◎社協の特性を生かし、制度・事業・分野を問わず多様な生活課題に対応するため、社協職員が全員相談担当となって対応します。</li> </ul> <p>②部署間横断の相談支援体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎社協全体の取り組みとして捉え、部署間連携による課題解決の体制をつくれます。</li> <li>◎行政をはじめ、関係機関との連携を強化します。</li> <li>◎相談対応によって把握した地域ニーズに対応する新たな生活支援サービスの開発に向けて検討します。</li> </ul>



## 6-②. コミュニティソーシャルワーカー（生活支援コーディネーター）の配置

<p>目的</p>	<p>◎あらゆる生活課題への対応 地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組み・連携の場づくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。</p> <p>◎地域のつながりの再構築 民生委員や自治会と協働し、小学校区や自治会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化し、地域のつながりの再構築を図り、だれも排除しない地域社会づくりをすすめます。</p>
<p>主な活動内容</p>	<p>◎アウトリーチ（地域に出向いていくこと）の徹底</p> <p>◎「福祉なんでも相談」のバックアップ</p> <p>◎生活課題を抱える世帯（者）への継続的な支援（個別支援）</p> <p>◎生活課題を抱える世帯（者）の発見・見守りなど、地域のネットワーク体制づくり（地域支援）</p> <p>◎地域における日常生活ニーズ調査</p> <p>◎地域資源の現状を可視化</p> <p>◎生活支援サービスの担い手の養成支援</p> <p>◎生活支援サービスの開発支援</p> <p>◎地域福祉活動計画の策定・推進等への協力</p> <p>◎行政とのパートナーシップ</p>

## 6-③. 成年後見制度に関する事業

### 成年後見サポートセンター事業

<p>概要</p>	<p>必要な人が成年後見制度を利用できるよう、本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」等という2つの基本的仕組みを有する権利擁護支援の地域連携ネットワーク運営の中核となる役割を担う機関（中核機関）として「成年後見サポートセンター」を開設します。本会は明和町と協働し、安心して成年後見制度を利用できる体制づくりに取り組んでまいります。</p>
<p>成年後見サポートセンターの役割</p>	<p>権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の役割</p> <p>①相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎専門相談（二次相談）</li> <li>◎各専門職との相談支援体制の構築</li> </ul> <p>②広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎パンフレットの作成・配布</li> <li>◎講演会等の開催</li> </ul> <p>③利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎専門相談（二次相談）</li> <li>◎申立支援</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎後見人候補者の検討</li> <li>④後見人支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎後見人への助言、支援</li> <li>◎家庭裁判所との連携</li> </ul> </li> <li>⑤協議会、委員会の運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎成年後見サポートセンター運営協議会（年1回程度） 運営状況報告、制度利用促進等の協議</li> <li>◎成年後見サポートセンター委員会（年4回程度） 支援事例の検討、マッチング</li> <li>◎事務局会議（年6回程度） 情報共有、進捗管理等</li> </ul> </li> </ul>
--	--

## 法人後見業務

概要	<p>認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人等となることにより、成年被後見人等の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護することを目的とします。</p>
業務内容	<p>対象者</p> <p>町内に住民登録があり、かつ町内に居住している方で、引き続き町内での居住が見込まれる方のうち、紛争性が無く、身上保護と日常的な金銭管理が中心の方で、以下のうちどれか一つに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎首長申し立てをする方で、他に適切な後見人等が得られない方</li> <li>◎高額な財産を所有せず、他に適切な後見人等が得られない方</li> <li>◎日常生活自立支援事業の利用者で判断能力が低下した方のうち、上記2項に当てはまる方</li> <li>◎法人受任ガイドラインに沿って次の3つの基準を満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉専門職による後見人等が必要な場合</li> <li>・次のいずれかにより個人による受任が困難である場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 頻回な支援が求められる場合</li> <li>イ. 支援の枠組みが不十分もしくは再構築する必要がある場合</li> <li>ウ. 個人ではリスクが高い場合</li> <li>エ. 報酬が見込めない場合</li> <li>オ. 家族が複合的な問題を抱えている場合</li> <li>カ. 緊急性が高い場合</li> </ul> </li> <li>・公的な立場である機関の受任がふさわしい場合であること。</li> </ul> </li> </ul> <p>業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎成年後見人等としての業務</li> <li>◎訪問 <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成した計画に基づいて後見業務を行うとともに、適宜、被成年後見人等の居所を訪問し、安否の確認、心身の状態及び生活状況の把握に努めます。</li> </ul> </li> </ul>

	<p>◎財産目録の作成等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産調査を行い、財産目録を作成するとともに、収支予定表及び身上保護に関わる計画を策定します。</li> </ul> <p>◎管理物件の保管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年被後見人等の財産のうち権利証等の重要書類は、原則として金融機関の貸金庫で保管します。</li> </ul>
--	--

6-④. 日常生活自立支援事業（権利擁護）  
（生活支援員による訪問・低所得者利用料助成）

目的	判断力が十分ではない高齢者や障がい者に対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を通じて、安心した生活を送れるよう支援することを目的としています。
内容	◎福祉サービス利用のお手伝いや利用料の支払い ◎日常のお金・通帳の管理、病院・公共料金などの支払い等
料金	◎福祉サービス利用及び日常的な金銭管理サービス 1回：1,200円
	◎書類預かりサービス 年間：3,000円（1ヶ月250円）

6-⑤. 生活困窮者自立支援事業

- ・自立相談支援事業（一次的な相談等）
- ・家計相談支援事業

目的	専門の支援員が相談者に寄り添いながら一人ひとりの状況に合わせた支援プランの作成や、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。
主な対象者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方
内容	<p>○自立相談支援事業（一次的な相談等）</p> <p>生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨、その他必要な援助を総合的に行います。</p> <p>○家計相談支援事業</p> <p>家計収支等に関する課題の評価・分析をし、相談者の状況に応じた家計再生を目的とした支援プランを作成します。</p> <p>①家計表等の作成支援、キャッシュフロー表等を活用し、出納管理等の支援を行います。</p> <p>②滞納している家賃、税金、公共料金等の解消や各種給付制度等の利用</p>

	<p>に向けた支援を行います。</p> <p>③多重債務者相談窓口等との連携を行い、債務整理に関する支援を行います。</p> <p>④一時的な資金貸付が必要な場合は、貸付のあっせんを行います。</p>
--	--

#### 6-⑥. みえ福祉の「わ」創造事業

目的	<p>少子高齢化の進行や雇用形態の変化、核家族や単身世帯の増加などの家族の変容の中にあって様々な生活課題を抱える方が多くなっています。その中で、「制度の狭間」から生じる生活課題を抱える方の支援のうち、地域の課題解決に取り組むために、社会福祉法人の協働による三重県社会福祉法人地域公益活動「みえ福祉の『わ』創造事業」を実施しています。</p>
内容	<p>①生活困窮者支援緊急食糧提供事業 生活困窮世帯に対し緊急的に食糧（約3週間分）を提供することにより、当該世帯の生活維持及び再建の支援を行います。（3回まで）</p> <p>②緊急時物品等支援事業 電気、ガス、水道がストップした生活困窮者など、緊急性の高い支援を要する生活困窮者に物的支援を行い、当該世帯の生活維持及び再建支援を行います。（上限額あり）</p> <p>③生活困窮者就労活動支援事業 生活困窮者の就労活動にかかる交通費を助成し、当該生活困窮者の就労・自立に資するよう支援します。一定の要件のもと、ハローワークや企業面接等に要する交通費を助成します。（上限額あり）</p> <p>④賃貸住宅入居保証事業 経済的又は社会的困窮状態にある者に、賃貸住宅の入居に際し、退去するまでの保証料として、事業者が提携する保証会社が定める金額を支払います。（上限額あり） 家賃上限：単身世帯 40,000 円、複数世帯 50,000 円</p>

#### 6-⑦. 生活福祉資金の貸付

目的	<p>資金の貸付と必要な援助や指導を行うことによって、その経済的自立や生活意欲の助成促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的としています。</p>
対象	<p>◎低所得世帯・・・世帯の所得が生活保護基準の2倍以下</p>
	<p>◎高齢者世帯・・・日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者世帯で、所得が生活保護基準の2倍以下</p>
	<p>◎障がい者世帯・・・世帯の所得が生活保護基準の3倍以下</p>

貸付の種類	◎総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・臨時特別つなぎ資金 ※貸付の種類等により上限金額の設定があります ※貸付決定には審査があります
-------	---

## 6－⑧. 地域福祉金庫の貸付

目的	生活困窮者が生活を営む中で、不時の出費を必要とする場合に貸し付けることにより、円滑な社会生活をおくれるようにすることを目的としています。
貸付額	上限 50,000 円（生活保護世帯は 30,000 円）
利子	無利子
連帯保証人	原則 1 名必要
	※貸付決定には審査があります

## 7. 福祉団体の育成強化に関する事業

- 7－①. 「民生児童委員協議会」に対する活動援助
- 7－②. 「老人クラブ」に対する活動援助
- 7－③. 「障がい者の会」に対する活動援助
- 7－④. 「わだち」に対する活動援助
- 7－⑤. 「戦没者遺族会」に対する活動援助
- 7－⑥. 「多気郡保護司会」に対する活動援助

## 8. 福祉教育に関する事業

- 8－①. u m o u プロジェクト（u=あなた、m=もっと、o=応援、u=あなた）  
あなたとあなたをもっと応援プロジェクト

目的	<p>使用しなくなった羽毛製品を、貴重な資源として再生させるため、地域の人々が小学校の廃品回収時などに寄附し、小学生と「ありんこ」利用者が協力して回収作業を行うことで、地域住民も、小学生も、「ありんこ」利用者も、同じ地域で暮らす住民として、つながりを感じてもらえる一つの場となればという想いを抱いています。</p> <p>また、回収された羽毛製品をエコランドが買取り、募金として赤い羽根共同募金会へ募金、もちろんその募金は小学校へ配分し子供たちが自分たちの福祉活動に使っていただくことでさらなる福祉教育の充実になります。</p> <p>さらに、羽毛製品の解体を「ありんこ」利用者が行うことにより、障がい者の就労支援にもつながっています。</p>
内容	◎福祉教育の推進

	<p>◎地域社会福祉活動の向上</p> <p>◎障がい者の就労支援</p> <p>◎共同募金会活動の周知</p> <p>◎羽毛のリサイクルによる安定供給</p>
--	--

## 8-②. 福祉協力校（各小中学校へ福祉活動補助）

目的	<p>小・中学校の児童・生徒に地域住民との交流など、福祉体験活動や、ボランティア活動を進めることで、さまざまな人々と自然に交流できる態度や、地域福祉への関心を育むことを目的としています。</p>
主な活動内容	<p>大淀小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の高齢者施設を訪問し合奏及び合唱を行う</li> <li>・地域の高齢者と交流（運動会、学習発表会、昔の遊び）</li> <li>・「花いっぱい運動」実施</li> <li>・環境整備</li> <li>・ユニバーサルデザインについて学ぶ</li> <li>・校区見守り隊（学校支援ボランティア）の方々に感謝を伝える会</li> <li>・ポスターチラシ等による広報活動（クリーン集会、学習発表会）</li> <li>・「浜っ子だより」（学校便り）で活動紹介</li> </ul>
	<p>上御糸小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚に障がいのある方を招き盲導犬について講演</li> <li>・古切手を集め福祉活動への寄附</li> <li>・「むらおこしかみみいと」の方々と祓川水生物調査</li> <li>・地域の方々と交流（餅つき、昔の遊び）</li> <li>・校舎の整備運動</li> <li>・「うえるんじゃー」の方々と大豆の畑作り、収穫</li> <li>・保護者や祖父母との交流（陶芸教室）</li> <li>・特別支援学級での学習を深めるための支援</li> <li>・特別支援学級での運動を深めるための支援</li> <li>・老人福祉施設の施設見学と交流</li> </ul>
	<p>下御糸小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西学院大学混声合唱団による歌声教室</li> <li>・「学校だより」及びHPによる諸活動の紹介</li> <li>・地域の高齢者施設の訪問</li> <li>・祓川調査活動</li> <li>・幼稚園訪問（園児と交流）</li> <li>・地域の高齢者施設を「みいとフェスタ（すもう大会）」に招待</li> <li>・紙資源等回収活動（PTA活動に協力）</li> <li>・地域の高齢者と交流（昔の遊び）</li> <li>・防犯ボランティアの方々に感謝を伝える</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災タウンウォッチング</li> <li>・納涼大会「親子のお店」</li> <li>・PTA バザー</li> <li>・わたくり体験</li> <li>・町内の小学校との交流</li> </ul>
	<p>斎宮小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚に障がいのある方を招き盲導犬について講演</li> <li>・「紛争地域の子供たちの学習や労働の現状」「食をとおした異文化理解」「国際連合とその活動」について元国連カメラマンの方から学ぶ</li> <li>・学級だより、エコ新聞等の発行</li> <li>・特別支援学校児童との交流</li> <li>・地域の竹林整備ボランティアの方々と学習会</li> <li>・特別支援学級児童が明和の里へ「花の寄せ植え」寄贈</li> <li>・バリアフリー体験（アイマスク・車椅子）</li> </ul>
	<p>明星小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里山保存を行っている方々と体験活動（タケノコ掘り、木の間伐、秘密基地作り、紫陽花の植樹）</li> <li>・「ライスパーティー」を行い米作りでお世話になった方を招待</li> <li>・地域の方々と交流（玉入れ、昔の遊び、あられ煎り、羽釜でご飯焚き）</li> <li>・来入児童と1日入学時に交流</li> <li>・視覚に障がいのある方を招き盲導犬について講演</li> <li>・園芸委員会が中心となり、プランターに花植え校内美化活動</li> <li>・地域のこども園を訪問し、けん玉を通して交流</li> </ul>
	<p>修正小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域との協働及び参画行事について、「瓦版」発行</li> <li>・地域の高齢者と交流（いばらまんじゅう、おにまんじゅう作り）</li> <li>・地域の方々と大豆作り、豆腐作り体験</li> <li>・お世話になったボランティアの方へのお礼</li> <li>・老人会とカラーリングを通じ交流</li> <li>・「みのり会」とベル作り、ペットボトル作り</li> <li>・「自主防災パトロール感謝の会」開催</li> <li>・6月を環境月間として、全校が環境について考え、地域の清掃活動を行う</li> <li>・花を育て入学式、卒業式を飾る</li> </ul>
	<p>明和中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本地震への募金</li> <li>・地域の高齢者施設を訪問し交流</li> <li>・「ふれあいレクリエーション」にボランティアとして参加</li> <li>・花壇の整備、校舎の環境整備（季節の飾りなど）</li> </ul>



## 9. ボランティアセンター運営事業

### 9-①. ボランティアコーディネーターの配置

### 9-②. ボランティアグループへの活動助成

### 9-③. ボランティアスクールの開催

### 9-④. ボランティア講座の開催

ボランティアセンターの役割	相談・登録	<p>◎ボランティアを始めたい方（個人・団体）の相談や登録を行います。</p> <p>◎ボランティアセンターに登録した方（個人・団体）の活動支援、援助を行います。</p>
	情報の収集 ・発信	<p>◎ボランティア活動の場・助成金・研修会などの情報収集を行います。</p> <p>◎ボランティアグループの会員募集・イベントや活動の紹介（広報誌）を行います。</p>
	連絡・調整 ・紹介	<p>◎ボランティアしたい人とボランティアを必要とする人との調整・紹介を行います。</p> <p>◎ボランティア団体・個人・施設・公共機関等との連絡調整を行います。</p>
	機材貸出	<p>◎福祉教育の活動・ボランティアグループの活動に関する機材の貸出を行います。 (テント・高齢者疑似体験セット・点字器・プロジェクター)</p>
	保険の受付	<p>◎ボランティア活動中に起きた事故やケガを補償する保険への加入窓口を行います。 (ボランティア活動保険・ボランティア行事保険)</p>
	啓発・研修	<p>◎ボランティア活動への関心・理解を深めるための推進活動を行います。 (ボランティア教室の開催・学校での福祉教育)</p>

## 10. 一般介護予防事業

### 10—①. えんがわ教室

目的	65歳以上の高齢者が、閉じこもり防止や自立支援を目的とする通いの場を、地域で集まりやすいコミュニティセンターで開催することにより、その居宅および地域において自立した活動的で生きがいのある日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。
対象者	◎明和町内に住所を有する65歳以上の高齢者の方 ◎介護保険の通所介護事業所・通所リハビリ事業所に通われていない方 ◎要支援1・要支援2の認定を受けられた方 ◎基本チェックリスト該当の方
内容	◎利用回数：月2回（通年） ◎送迎：希望者には会場まで送迎します。 ◎教室時間：2時間程度 ◎自己負担：無料（材料費等実費が必要な場合があります）  ●サービス内容 ◎運動器の機能向上 ①理学療法士による集団指導 ②ストレッチ、筋力運動 ③自宅でも継続してできる運動プログラム ◎口腔機能の向上 ①歯科衛生士による口腔衛生のための歯科指導 ②歯・義歯の衛生指導と実践 ③口輪筋の運動等 ④自宅でも継続してできる口腔衛生プログラム ◎栄養改善 ①管理栄養士による指導 ②自宅でも簡単に作れる献立などの紹介 ◎評価（年1回程度、運動機能評価を実施） ◎その他レクリエーション（脳力トレーニングなど）や地域で活躍されているボランティアグループとの交流や、野外活動などを行っています。

10—②. 筋力脳力あっぷ教室

<p>目的</p>	<p>運動や認知能力向上に特化した内容で、理学療法士による筋力運動や、指導員による脳力トレーニング等を実施することにより、若返り効果と、健康管理に対する意識向上を図ります。</p>
<p>対象者</p>	<p>◎明和町内に住所を有する65歳以上の高齢者の方          ◎介護保険の通所介護事業所・通所リハビリ事業所に通われていない方          ◎要支援1・要支援2の認定を受けられた方          ◎基本チェックリスト該当の方</p>
<p>内容</p>	<p>◎利用回数：週1回（通年）          ◎送迎：希望者には会場まで送迎します。          ◎教室時間：2時間程度          ◎自己負担：なし</p> <p>●サービス内容</p> <p>◎運動器の機能向上          ①理学療法士による集団指導          ②ストレッチ、筋力運動          ③自宅でも継続してできる運動プログラム</p> <p>◎脳力トレーニング          ①すうじ盤          ②一桁計算          ③音読</p> <p>◎口腔に関する講話          ◎栄養に関する講話          ◎評価（年2回程度）          ①体力測定          ②フレイルチェック、基本チェックリストによる評価</p>

## 11. 介護サービスに関する事業

### 11-①. 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）

目的	”住み慣れた明和町でいつまでも安心して暮らしたい…”この願いのお手伝いをします。 介護保険についてのご説明や介護保険サービスの調整、ご本人・ご家族と相談し、介護サービスの計画を作成します。また、介護全般についてお困りごとがございましたらご相談に応じます。
対象者	明和町在住の方
相談方法	電話・来所・訪問いずれにも対応させていただきます。
営業日時	月曜日～金曜日（祝祭日・12/30～1/3は除く） 午前8時30分～午後5時15分 ※上記時間以外営業はしていませんが、ご希望によりご相談に応じます。
利用料	ご利用者の自己負担はありません。

### 11-②. 高齢者通所介護事業所

目的	地域で暮らしていくため、在宅で生活をされ介護を必要とされる方に、入浴や食事・レクリエーションなどのサービスを提供し、1日を楽しく過ごしていただくとともに、介護を必要とされているご家族の介護負担の軽減を図ることを目的とします。
対象者	明和町在住の方で要介護認定を受けられた方
営業日時	月曜日～金曜日（12/30～1/3は除く） 午前8時30分～午後5時15分
事業内容	<b>1. 入浴サービス</b> 広くて大きい一般浴は、四季を感じる庭を見ながらゆったり入浴していただけます。 <b>2. 食事サービス</b> 管理栄養士による栄養バランスのとれた食事を、地元産のおいしい御系米のご飯で提供します。月1回三重グルメを提供します。 <b>3. マッサージ・ホットパックサービス</b> あん摩マッサージ指圧師・鍼灸師による無料の施術で体も心もリフレッシュしていただけます。 ※その他、カフェコーナーや入浴剤などのイベント週間、健康体操、ボランティアや小学生との交流、出張販売等のお楽しみもあります。

## 12. 障がい福祉サービスに関する事業

### 12-①. ありんこ

#### 多機能型（生活介護・就労継続支援B型）

目的	地域に根ざした施設づくりを基本指針におき、人と人の絆を大切にする明るく楽しい雰囲気作りを心がけ支援します。また、在宅で過ごしている障がい者の様々な相談に応じ、この施設が障がい者の地域福祉の拠点となれることを目指します。
営業日時	月曜日～金曜日（12/30～1/3 は除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
事業内容	<b>1. 生活介護</b> 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。 <b>2. 就労継続支援 B 型</b> 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。 <b>3. 共通項目</b> ○事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 ○その他、関係法令等を遵守し、事業を実施します。

## 12-②. 特定相談支援事業所

目的	障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用者支援のための基本となる計画を作成します。その計画は、福祉、保健、医療、教育、就労などを組み合わせることにより、本人にとって適切なサービス提供が行われるよう支援します。
対象者	<p><b>1. 障害者総合支援法の計画相談支援の対象者</b></p> <p>◎障がい福祉サービスを申請した障がい者又は障がい児であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた方</p> <p>◎地域相談支援を申請した障がい者であって市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた方</p> <p>※介護保険制度のサービスを利用する場合については、障がい福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等で、市町村が必要と認める場合となります。</p> <p><b>2. 児童福祉法の障がい児相談支援の対象者</b></p> <p>障がい児通所支援を申請した障がい児であって市町村が障がい児支援利計画案の提出を求めた方</p>
場所	明和の里内
営業日時	月曜日～金曜日（祝祭日・12/30～1/3は除く） 午前8時30分～午後5時15分

## 12-③. やわらぎ（共同生活援助）

目的	障害者グループホーム（共同生活援助）は、身体・知的・精神障害者及び難病患者等が世話人等の支援を受けながら、地域のアパート・マンション・一戸建て等で共同生活を送る場です。障害者の親の高齢化に伴う将来的な入居の希望もあり、障害があっても自立した暮らしを目指せるサービスです。
対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等が対象です。 なお、身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限ります。
事業内容	<p>介護サービス包括型</p> <p>当該事業所の従業者により介護サービスを提供します。</p> <p>入浴、排せつ、食事等の介護</p> <p>調理、洗濯、掃除等の家事</p> <p>日常生活・社会生活上の相談及び助言</p> <p>就労先やその他の関係機関との連絡</p> <p>その他の日常生活上の援助</p>

### 13. 地域生活支援事業（障害者総合支援法）

#### 13-①. 手話奉仕員養成研修事業

目的	手話を第二言語として自然な形で習得できる指導方法（直接教授法「ナチュラル・アプローチ」）を用いて奉仕員を養成し、聴覚障がい者などへの理解を深めるとともに、明和手話サークルと協働し、聴覚障がい者の社会参加を援助する人材の育成を目的としています。
対象者	明和町在住又は在勤・在学の12歳以上で、手話の学習経験がない方
開催日	令和4年度はコロナ禍のため休止
時間	午後7時00分～午後8時30分
場所	中央公民館（明和の里）
受講料	無料

#### 13-②. 日中一時支援

目的	障がい者（児）の日中における活動を確保し、ご家族の就労支援及び障がい者（児）を日常的に介護しているご家族の一時的な休息を目的とします。
対象者	通常 9歳から17歳
開催日	月曜日～金曜日（12/30～1/3は除く）
時間	通常 午後3時30分～午後5時30分
場所	障がい者福祉サービス事業所ありんこ

## VI. 令和4年度各事業利用計画

### 1. 居宅介護支援事業プラン作成計画

介護支援	作成人数(月)
要介護1	55
要介護2	52
要介護3	30
要介護4	24
要介護5	9
合計	170
昨年度計画	177

予防支援	作成人数(月)
要支援1	2
要支援2	21
合計	23
昨年度計画	19

マネジメントA	作成人数(月)
要支援1	6
要支援2	13
事業対象者	1
合計	20
昨年度計画	20

## 2. 高齢者通所介護事業利用計画

介護給付	利用回数(月)
要介護1	237
要介護2	154
要介護3	169
要介護4	81
要介護5	43
合計	684
昨年度計画	707

第1号通所事業	利用回数(月)
要支援1	0
要支援2	43
合計	43
昨年度計画	42

## 3. ありんこ（生活介護・就労継続支援B型）事業利用計画

生活介護	利用回数 (月)
区 分 2	2 1
区 分 3	2 1
区 分 4	8 4
区 分 5	1 6 8
区 分 6	1 4 7
合 計	4 4 1
昨 年 度 計 画	5 0 4

就労継続支援	利用回数 (月)
合 計	5 0 4
昨 年 度 計 画	5 2 5

#### 4. 指定特定相談支援事業所サービス等利用計画

サ ー ビ ス 内 容	作成件数 (月)	
	障がい者	障がい児
サービス利用支援件数	1 6	1 3
継続サービス利用支援件数	2 8	2 5
合 計	4 4	3 8
昨 年 度 計 画	5 6	2 3

#### 5. やわらぎ (共同生活援助) 事業利用計画

	利用回数 (月)
区 分 2	0
区 分 3	0
区 分 4	0
区 分 5	4 8
区 分 6	4 8
合 計	9 6
昨 年 度 計 画	0